

長寿医療(後期高齢者医療)制度の保険料について

次のような通知が、6月から7月中に被保険者の方へ届きます。

1 平成20年4月支給分の年金からの支払の対象になっていない、従来国保に加入していた方※及び社会保険(国民健康保険組合等は除く)の被保険者本人であった方

※平成20年1月下旬以降に国保に加入した75歳以上の方等

(1) 平成20年10月より年金から支払っていただく方(9月までは納付書等で個別に納付)

【通知内容】

- ・平成20年度分保険料額についてのお知らせ(広域連合から)
- ・保険料納付書(市役所から)
- ・特別徴収開始のお知らせ(市役所から)

(2) 年金からの支払いの対象とならず、平成20年度は納付書等により個別に支払っていただく方

【通知内容】

- ・平成20年度分保険料額についてのお知らせ(広域連合から)
- ・保険料納付書(市役所から)

2 社会保険(国民健康保険組合等は除く)の被扶養者であった方

(1) 平成20年10月より年金から支払っていただく方

【通知内容】

- ・平成20年度分保険料額についてのお知らせ(広域連合から)
- ・特別徴収開始のお知らせ(市役所から)

※平成20年4月～9月分の保険料はいただきません

◆本来、4月～9月分の保険料はかかりませんが、年金から差し引かれた方については還付いたします。しかし、社会保険庁との連絡期間が生じるため、7月以降の還付になりますので、ご理解の程よろしくお願いします。

(2) 年金からの支払いの対象とならず、平成20年度は納付書等により個別に支払っていただく方

【通知内容】

- ・平成20年度分保険料額についてのお知らせ(広域連合から)

※平成20年4月～9月分の保険料はいただきません

《保険料の減免について》

震災、風水害、火災その他これらに類する災害等や特別な事由により、保険料の支払が困難な方については、減免等が受けられる場合がありますので、ご相談ください。



問い合わせ先 / 大分県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎097-534-1771
津久見市役所税務課 ☎82-4111 (内線125・126)
津久見市役所市民生活課 ☎82-4111 (内線103・106)